

佐保地域自治協議会 規約

1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、佐保地域自治協議会（以下「協議会」という）という。

(目的)

第2条 協議会は、佐保地域を住みよい地域にするため、佐保地域自治計画に基づき、地域一体となって民主的に地域づくりの実践に努めることを目的としている。

(事務所の所在地)

第3条 協議会の事務所は奈良市法蓮町の佐保地域ふれあい会館に置く。

(活動の内容)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 地域課題の把握や情報の発信
- (2) 地域の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 地域自治計画に基づく事業の実施
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要な活動

2 協議会は第6条に定める構成員が、組織の運営及び活動に参加しないことを理由として、不利益な取り扱いをしないものとする。

(区域)

第5条 協議会の対象地域は佐保地区とする。

第2章 協議会の構成

(協議会の構成員)

第6条 協議会の構成員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の区域内に居住する全ての者
- (2) 次に掲げるもののうち、協議会への参加を希望し、第23条に定める役員会が承認した者
ア 区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の構成員とする

2 前号の規定にかかわらず、暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその統制下にあるものは協議会の構成員となることができない。

第3章 役員

第7条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 監事 2名以上
- (5) 常任理事 若干名

(役員を選定)

第8条 役員は役員会で候補を選定し、総会での承認を経て決定する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を行い、毎年度開始前までに予算案及び決算を作成する。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。
- (5) 常任理事は、協議会の運営及び活動方針等に関する事項を策定する。
- (6) 第2条(目的)を推進するために、全役員は啓発活動を展開する。

(役員任期等)

第10条 役員任期は、2年(翌々年の定期総会の終了まで)とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、役員会の承認により役員を補充することができる。ただし、次期総会に報告するものとする。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長以外の役員役職は、役員会の承認により変更できるものとする。

第4章 会議

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、事業委員会とする。

2 会議は、原則として全て公開とし、協議会の構成員は傍聴できるものとする。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合には、その他の者も傍聴できるものとする。

3 参加団体代表者による全体協議を開くことができる。

第5章 総会

第12条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、役員、事業委員会の委員、全自治会長をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算案
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 地域自治計画の変更
- (4) 規約の改正
- (5) 総会で提案された事項
- (6) 役員選任と解任
- (7) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第16条 定期総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

3 緊急を要する場合又は、やむを得ない事情があるときは、役員会を以て総会に代えることができる。この場合、次に開催する総会に報告し、追認を得るものとする。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議開催の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、文書をもって通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会の出席者の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、第14条の構成員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合には、出席者の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者と総数、(出席者署名簿)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 役員会

第22条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、役員会を設置する。

(役員会の構成)

第23条 役員会は、役員及び事業委員長をもって構成する。

(役員会の機能)

第24条 役員会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 規約に定める事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 奈良市からの一括交付金に関する「一括交付金運用会議」を役員会に設け、資金の効率的運用を協議・決定する。会議は、会長、副会長、担当役員で構成する。

(役員会の定足数)

第25条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

(役員会の議決)

第26条 役員会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席役員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第27条 役員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席役員・事業委員長の氏名及び役員・事業委員長総数
- (3) 審議事項及び議決事項

第7章 事業委員会

第28条 役員会は、総会で決定された事業計画（地域課題等）に基づき企画・実施・協議機関として別表-2に示す事業委員会を設置する。また上記事業計画の他、地域の事業として必要と認められる課題について事業委員会を設置する。

2 事業委員会の審議結果は役員会に報告する。

(事業委員会の構成)

第29条 事業委員会は、委員、事務局担当役員をもって構成する。

2 委員は第6条の協議会の構成員の中から役員会の承認を経て選任する。その任期は2年(翌々年の定期総会の終了まで)とする。ただし、再任を妨げない。

3 各委員会は委員長を選任し、役員会へ報告するものとする。

(事業委員会の招集)

第30条 事業委員会は、委員会で選任された委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第8章 全体協議

第31条 地域自治計画に基づく事業を実施するため、全体協議を設置することができる。

2 全体協議は地域の諸団体が協働で地域課題・問題の解決に向け協議を行う場とする。

第9章 事務局

第32条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局の安定的な運営を図るため有償活動とする。

3 事務局には、事務局長を置く。

- 4 事務局に地域協働推進部を設置し、自治協議会と他団体が連携・協働する事業について事業内容や協働体制等について調整する。調整結果は、役員会に報告し、承認を得るものとする。
- 5 事務局に地域広報部を設置し、地域広報紙の発行、ホームページの運営管理等自治協議会の広報活動を行う。
- 6 事務局長は、役員会が選任する。
- 7 事務局には、必要に応じて事務局員を置くことができる。
- 8 事務局の運営に関する事項は、役員会で定める。
- 9 事務局は、会長及び役員会の機関として各会議体に参画する。

第10章 地域自治計画

(地域自治計画の策定)

第33条 区域の将来像、目標、基本方針等をまとめた地域自治計画について、適宜検討し、必要に応じて見直すものとする。

第11章 会計及び監査

(収入の構成)

第34条 協議会の経費は、協賛金、協議会が行う事業等の収入、市からの交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の財産は一般財産、特定財産に区分して管理する。

(会計年度)

第35条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第36条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第37条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第12章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約を変更する場合は、第11条規定の会議に報告し、総会で議案承認を得なければならない。

(解散)

第39条 協議会を解散する場合は、第20条の規定に関わらず、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第13章 その他

(その他)

第40条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は役員会が別に定める。

附則

この規約は、令和3年6月12日より施行する。

この規約は、令和4年5月14日より施行する

この規約は、令和6年6月 8日より施行する

この規約は、令和7年5月25日より施行する

この規約は、令和8年5月24日より施行する

別表1 佐保地域自治協議会参加団体等

佐保地区自治連合会
佐保地区民生委員・児童委員協議会
佐保地区社会福祉協議会
佐保地区自主防災防犯協議会
佐保小学校、PTA 及び保護者
佐保地域内の幼稚園、こども園 及び保護者
佐保地区万年青年クラブ
佐保北部婦人会
日赤奉仕団佐保分団
奈良市消防団若草分団
船橋商店街協同組合
佐保地域 全75自治会
佐保地域の住民
佐保地域で活動する各種法人・事業者・任意団体 及びその構成員

別表2 事業委員会

令和8年度 事業活動計画に基づき以下の事業委員会を設置する。

① 佐保まつり実行委員会
② 佐保ふれあい食堂運営委員会
③ 地域環境委員会
④ 声掛け挨拶運動委員会
⑤ 通学路見守り検討委員会
⑥ ふれあい会館管理運営委員会